



職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、1件の懲戒処分を実施しました。

全職員に対し、「住民の安全・安心を守るべき消防職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、今一度、職員全員が公務員として高い倫理観を持って行動するよう、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

秘密を守る義務違反職員の処分

1 被処分者 50代 男性

2 処分内容 減給10分の1 3月

3 処分年月日 令和8年5月7日（木）

4 事案概要 被処分者は、令和8年4月10日から、令和8年4月15日までの6日間、個人情報を含む公文書を外部機関のウェブサイト上に掲載し、傷病者等の個人情報を漏洩させた。これらの行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）、及び同法第34条第1項（秘密を守る義務）に違反するものである。

【お問い合わせ】

郡山地方広域消防組合消防本部

総務課 石井・影山

TEL：024-923-1692 FAX：024-923-1228